

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年6月1日

福島県企業局いわき事業所長 加藤木 玲

工事番号	第26-60110-0023号
工事名	隧道点検調査業務委託
質問事項	
1	その他地質調査の端数処理は各単価表で有効数字4桁（5桁目以降切捨て）の計算で計上されているのでしょうか。解析業務の各単価表の端数処理は「端数処理なし」「有効4桁」のどちらで計上されておりますでしょうか。
2	その他地質調査の旅費交通費は地質調査業務の旅費交通費（通勤）「2.14%」の率で計上されているとの理解でよろしいのでしょうか。またその対象額は直接調査費の合計額との認識でよろしいのでしょうか。解析業務の旅費交通費は土木設計の旅費交通費（通勤）「0.63%」の率で計上されているとの理解でよろしいのでしょうか。対象額は、直接人件費+電子成果品作成費が対象という理解でよろしいのでしょうか。
3	解析業務の電子成果品作成費は、その他の設計業務の算出式もしくは地質調査業務における電子成果品作成費の算出式どちらを採用されておりますでしょうか。また対象となる人件費は「解析等調査」と「打合せ」でよろしいのでしょうか。
4	①企業の技術力に対する評価項目「同種・類似業務の実績」について質問します。評価基準のうち、「トンネル調査業務」を同種業務とした場合、地質調査、設計業務、調査・計画業務といった分類のいずれにおいて実施したトンネル調査を「同種業務の実績」の対象としているお考えでしょうか。また、トンネル点検についても同種業務とみなすお考えか、併せてご教示願います。
5	①企業の技術力に対する評価項目「業務成績」について質問します。評価基準のうち、「トンネル調査業務」を同種業務とした場合、過去10年以内に実施されたトンネル補修調査設計やトンネル詳細設計における業務評定点も、同種業務の実績として評価の対象に含まれるお考えでしょうか。ご教示願います。

<p>6 ①企業の技術力に対する評価項目「優良委託業務表彰」について質問します。評価基準のうち、「トンネル調査業務」を同種業務とした場合、過去10年以内に福島県が発注した「トンネル補修調査設計」や「トンネル詳細設計」の優良委託業表彰も同種業務の実績として評価の対象に含まれるお考えでしょうか。ご教示願います。</p> <p>7 本業務の管理技術者は技術士もしくは RCCM のトンネル部門だと認識しておりますが、契約書は測量調査業務が示されております。主任技術者の配置は不要かと思っておりますので、業務委託契約書での契約が相応しいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>8 ふくしまME資格保有の確認書類についてお伺いします。確認書類は、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の写し」でも可能でしょうか。</p>
<p>回 答 事 項</p>
<p>1 金抜き設計書表紙の摘要欄及び福島県土木部 設計業務等標準積算基準 (R7. 10. 1 版 (R8. 1. 23 一部改訂)) 参 1 - 1 - 2 ページ (7) 単価表の合計金額 に記載のとおりです。</p> <p>2 旅費交通費算定式およびその対象額については、福島県土木部 設計業務等標準積算基準 (R7. 10. 1 版 (R8. 1. 23 一部改訂)) 参 1 - 2 - 3 ページ 1 - 2 - 2 旅費交通費の率を用いた積算 (1) 旅費交通費の率を用いた積算 (宿泊・滞在を伴わない業務の場合) に記載のとおり、その他地質調査については「地質調査業務」、解析業務については「土木設計業務」の算定式及び対象額で算出しています。</p> <p>3 「その他の設計業務」で算出しています。対象額は、福島県土木部 設計業務等標準積算基準 (R7. 10. 1 版 (R8. 1. 23 一部改訂)) 3 - 1 - 4 ページ (2) その他の設計業務に記載のとおりです。</p> <p>4 いずれの実績も対象とします。</p> <p>5 評価対象とします。</p> <p>6 評価対象とします。</p> <p>7 業務委託契約書 (案) で訂正公告します。</p> <p>8 福島県の測量等委託業務に係る総合評価方式参加の手引 ページ 26 に記載の書類など、確認できる内容の書類であれば可能です。</p>